

市広聴第 1968 号
平成 28 年 3 月 29 日

横浜市心身障害児者を守る会連盟
代表幹事 八島 敏昭 様

横浜市長 林 文子

心身障害者福祉及び教育の充実について（回答）

さきにご要望（平成 27 年 8 月 26 日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

基本的要望事項

1 障害者施策の策定への障害のある本人や家族の参画について

横浜の障害福祉は、行政とともに障害のある本人と家族、支援者が一体となって作ってきました。今後とも、障害児者施策の策定時には、必ず責任のある立場で障害のある本人や家族の参画をさせ、主体者の声として尊重してください。

また、障害者総合支援法の施行 3 年目を迎えましたが、当法の施行にあたっては、本人等が参画した「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の骨格提言の内容の多くは反映されないまま、「3 年を目途に検討を行い、所用の措置を講ずる」とされてきました。多くの課題が積み残されております。横浜市におかれましては、骨格提言が反映されるよう強く国へ働きかけて頂きますようお願いいたします。

【回答】

平成 27 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「第 3 期横浜市障害者プラン」の策定にあたっては、グループインタビューやアンケートに加え、新たに当事者ワーキンググループを設置し、丁寧なニーズ把握に努めてきました。今後の計画の見直しの際にも、当事者同士による意見交換などを実施していく予定です。

また、国における「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律」(障害者総合支援法) 施行3年後の見直しに係る対応状況を見守ることともに、本市における施策展開にあたっては、引き続き障害のある当事者と家族、支援者の皆様と意見を交わしながら、一緒に進めていきたいと考えています。

2 全ての障害児者のための横浜市差別解消条例の制定について

障害者権利条約が批准され、横浜市においても障害者差別解消法の施行に向けた取り組みが始まりました。ここでは障害のある人への差別とは何かを具体的な形で共有することから始まり、障害にあわせた配慮とは何かを具体的に示され対処されると期待する一方、個人による差別が除外されたり、自分では意思を伝えることが難しい障害のある人等、谷間が存在することも事実です。

また、問題解決の仕組み作りや障害への理解、啓発促進のためにも、横浜市独自の差別解消条例を制定して障害のある人の親や支援者等、代弁者の声も重視していただきますようお願い致します。

【回答】

平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行に向けて、本市では、貴団体にもご協力をいただきながら、障害当事者、障害当事者の家族、弁護士、学識経験者などの方々を委員とする検討部会を設置し、平成26年11月から約1年間にわたり、本市が行うべき取組について検討をしていただきました。

そして、検討の結果、障害者差別に関する相談体制として相談、調整、あっせんという一連の仕組みを本市独自に構築することや、その仕組みを明確にしておくため、条例の制定を検討することなどの提言をいただきました。

本市としては、この検討部会の提言になるべく沿う形で、条例の制定をはじめ、市民・事業者への啓発活動や職員への研修など、障害者差別解消に関する様々な取組を障害のある方や障害のある方のご家族などの参画、協力をいただきながら推進し、法律の目的である共生社会の実現につなげていきたいと考えています。

3 重度の障害のある人の多様な暮らしの実現と地域生活支援の拡充について

成人になれば、本人が暮らし方を選択することが普通のことです。本人の選択を基本としたライフステージに応じた暮らしが実現できるような仕組みを作ってください。

特に、強度行動障害や重症心身障害等重度の障害がある場合、選択の幅が非常に限られており、高齢化した家族がぎりぎりのところで支えている逼迫した状況があります。そして家族が支えられなくなると、本人が慣れ親しんだ日中活動や暮らしの場から突然離れることになり、短期入所やショートステイを転々としている人もいます。

多様な住まいのあり方と、それに必要な支援を受けられる仕組みがあれば、暮らし方の選択肢は広がります。

行動障害や医療的ケアを要するような重度の障害のある人達の地域生活支援策の拡充とともに、入所施設から地域生活へ移行できる仕組み構築の一つとして、障害福祉に従事する人材の確保や、人材育成への取り組みを強化してください。例えば、強度行動障害者支援者養成研修を横浜市でも実施してください。また、ヘルパーや、介護職員等に対する「喀痰吸引等研修」の受講者があまり増えていないとききます。福祉従事者による医療的ケアがさらに広がるような方法を考えてください。

【回答】

本市は、障害者地域活動ホームの整備、グループホームの設置や入所施設における自立に向けた支援など、地域生活を支える仕組みづくり、福祉施設入所者の地域移行を、限られた財源の中で最大限に効果が得られるよう進めてきました。

行動障害のある方への対策については、「第3期横浜市障害者プラン」において、「行動障害のある方の住まい検討」を掲げ、平成27年5月から「知的障害者の住まい検討部会」で、行動障害のある方の住まいに係る検討をしました。

本検討部会において、人材育成体系を検討する必要があるという中間報告が出されたため、本市としても必要な取組を検討していきます。

また、専門的な支援が必要な障害特性のある方が、短期入所などにおいて、受け入れが進むよう検討していきます。

医療的ケアを要する重度の障害のある方とご家族が地域で安心して生活し続けるため、日中活動や短期入所などの機能がある多機能型拠点についても市内方面別に順次整備していきます。

また、障害者施設などで働く看護師の支援として、歯科医師による施設への巡回相談や看護師会議を実施して、定着に向けた支援を行っています。

4 グループホームの拡充について

小規模な単位で暮らすグループホームは、障害のある人の地域生活をすすめるうえで有効な施策の一つですが、現状の仕組みでは医療的ケアのある人や強度行動障害等の重い障害のある人達の入居は未だ厳しい現状があります。また、加齢に伴う生活全体の変化や障害の重度化等に対応できる仕組み作りは、暮らしの継続には必要です。

重度化・高齢化のモデル事業の結果を明らかにし、課題を解決していくための具体的な取り組みに着手してください。また、グループホーム入居希望の実態把握をして、必要な数の整備を進めてください。

【回答】

障害者の地域生活を推進する上で、障害者グループホームが有効な策の1つであることは認識しています。そのため、「第3期横浜市障害者プラン」においても、引き続きグループホームの設置を進めるとともに、高齢になっても現在のグループホームで暮らしていけるよう既存ホームのバリアフリーなど改修工事に対する補助を行っていきます。

行動障害のある方の住まいについては、「知的障害者の住まい検討部会」の結果を踏まえ、また、重度化及び高齢化対応グループホームモデル事業については国の動向も見据え、検討していきます。

5 日中活動の拡充について

平成28年3月には市内の特別支援学校等より約740人が卒業し、その数は年々増加していきます。そのような状況下、一人ひとりにあった日中活動の場の確保が厳しくなることから、以下のような取り組みが必要と思います。

- (1) これから卒業する人達のニーズを横浜市が把握し、どのような地域にどのような日中活動の場が必要なのかを示してください。
- (2) 肢体不自由や重心の方の受け入れに必要なバリアフリーの環境整備をする事業所に対しては、事業所の努力だけでは厳しいので整備の為の助成をしてください。
- (3) 多様な障害がある人を受け入れてきた地域活動支援センター作業所型の新規設立を確実なものにしてください。

【回答】

- (1) 日中活動事業所の新規受け入れ状況を確認するために、市内施設を対象に受け入れ状況調査を実施し、進路先を決める際の参考にさせていただく資料としています。地域ニーズの把握については、その方法などを検討していきます。
- (2) 障害福祉サービス事業所の設置にあたっては、利用者のニーズを的確に捉えて設置を進めていく事業所に対して、設置費補助の支援を進めていきたいと考えています。

地域活動支援センター作業所型の設置にあたっては、設置費補助がありますが、制度の拡充は困難です。

- (3) 地域活動支援センターを新設するための予算は、平成28年度も計上しています。

6 多機能型拠点施設の早期整備について

医療的ケアの必要な障害のある人や家族にとって、医療と福祉双方のスタッフより暮らし全般の支援が受けられる多機能型拠点は日常生活に欠かせないも

のです。障害の重度化や家族の高齢化がすすむ中、果たす役割は益々大きくなりました。市内全方面への設置を早急に進めてください。また、その際、生活介護事業の実施は必須とし、想定される利用者にあわせた建物を整備してください。

【回答】

多機能型拠点整備事業については、本市において「横浜市中期4か年計画」及び「第3期横浜市障害者プラン」で位置付け、方面別に市内6か所に整備する計画です。

1館目は平成24年10月に栄区に開所し、2館目は平成25年10月に都筑区に開所しました。3館目については、生活介護事業の実施を必須として、瀬谷区に整備予定です。設計が完了したため、平成28年1月に着工し、12月にしゅん工する予定です。

多機能型拠点は、全国的にも先進的な試みです。既存の法定事業を活用するなど効率的な運営ができているか、医療的ケアを必要とする方へのサービスは想定どおり行き届いているかなど、先行2か所での運営状況の把握と検証を実施しながら、早急に整備できるよう進めていきます。

今後も医療的ケアを必要とする重症心身障害児者などとその家族が身近な地域で安心して生活するための一助となるよう、着実かつ速やかな施設整備ができるよう努めます。

7 医療について

専門医の不在やキャリーオーバーの問題、障害特性への配慮の不足により必要な医療を受けることが難しく、不安を抱えている人が多くいます。医療は命にかかわる大切なものです。「第3期障害者プラン」及び「よこはま保健医療プラン2013」において、対応できる医療機関の増加とネットワークの構築を進めることになっていますが、具体的な進捗状況を教えてください。生涯にわたり安心して医療が受けられるような医療体制を整備してください。

また、通院時や入院時を支える通院介助や入院時コミュニケーション支援制度があるとはいえ、コミュニケーションの困難な障害がある場合、受診や入院時には家族が付き添わざるをえない状況も多くあります。医療を利用できるよう早急に対応してください。

【回答】

「第3期横浜市障害者プラン」では、「第3章 取組3-1健康・医療」の中で、医療環境のさらなる整備として、障害特性を理解して対応できる医療機関の増加と、医療ネットワークの構築を図るという方向性を示しています。

具体的な取組として、市内医療機関などの従事者を対象とした障害特性の理解

推進を図るための研修会を開催しました。また、新規事業として掲げた医療機関ネットワークの構築に係る検討も進めており、「小児在宅支援センター（北里大学東病院）」の取組について情報収集や視察などを行い、そこで得た情報も参考に関係部署が調整を進めていきます。

今後も障害児者のための医療機関の体制や施策について、充実することができるよう、ご意見をいただきながら進めていきます。

8 計画相談の拡充について

横浜における障害のある人達の計画相談進捗状況がみえ難い現状があります。本人の願いを受け止め、暮らし全体への支援計画を作成できる人材の育成や実施する事業所を増やしていくための方策を横浜市として検討し、報酬単価の問題等必要なことは国への働きかけを続けてください。

特に、子どもの時期においては、子どもを育てる家庭の力を育むような支援が重要です。また、ライフサイクルを通じて本人を中心とした支援者の連携の輪を長く継続していく要でもあるので、従事する職員の育成については格別の配慮をいただきますようお願いいたします。

【回答】

本市では、計画相談支援を担う相談支援専門員の確保のために、平成 27 年度から、相談支援専門員になるために受講が条件となっている障害者相談支援従事者初任者研修の定員を、200 名から 250 名に拡大しています。

また、横浜市指定特定相談支援事業者『業務ガイドライン』を作成し、指定特定相談支援事業者の指定申請までの流れやその後の活動内容についてまとめました。本ガイドラインを通じて、指定申請の勧奨を行うと共に、相談支援専門員の適切な活動を促しています。

さらに、平成 28 年度からは障害児者の地域の総合相談窓口として基幹相談支援センターを各区に 1 館ずつ設置する予定としており、各センターは指定特定相談支援事業所の開設支援や相談支援専門員の人材育成の役割を担っていきます。

その他にも本市主催のスキルアップ研修などを通じて、相談支援専門員の質の向上を図っていきます。

9 要援護者の避難システムについて

東日本大震災の被災地において、障害のある人と家族は福祉避難場所でも必要な支援を受けることが難しく、大変な苦労をされました。一方、横浜で大きな災害が起きた時にどう動けばよいのかわからず不安をかかえている人は未だ多くいます。

ハード面からみても、障害のある人が地域防災拠点で過ごすことの困難さは

明らかです。地域の拠点となる一次避難場所の充実とともに、特別避難場所に関する情報の周知をより進めてください。そして、明らかに特別避難場所であれば過ごすことが困難な人の場合は、特別避難場所開設と同時に利用できるような仕組みを作ってください。

【回答】

特別避難場所は、援護の必要性の高い方を優先して、区本部長が受入れを決定するなど、特別避難場所の位置付けや機能について適切に理解していただくよう、効果的な周知に引き続き取り組んでいきます。

なお、平成 27 年 7 月 31 日現在で市内 451 の社会福祉施設などと、特別避難場所の協力に関する協定を締結しています。今後も協力施設を増やし、受入可能人数を増やすなどの取組や、迅速に特別避難場所を開設し、要援護者の方の受入れができるよう、日頃からの関係機関などが連携を進めていきます。

10 移動支援の拡充について

移動支援に関わる人材の確保策として横浜市はガイドヘルパー養成研修受講料助成や従事者現任研修等に取り組まれてきました。しかし、現在も人材不足・利用時間が集中するといった理由で、ガイドヘルパーやガイドボランティアを利用できない人が多くいる現状があります。

また、ガイドヘルパーの基準時間が 30 時間になり、必要があっても利用できずに困っている人達があります。特に、通学・通所等の日常生活に利用している場合、長期の休みや暮らしの一時的な変化で 30 時間を越えて利用をしたい時期にスムーズな利用ができていません。

さらに、日中活動支援を受ける為に必要な送迎を家族が行っている人の中には、福祉有償運送や介護タクシー等の経費等、日中活動の支援を受けるための負担が本人や家族に大きくのしかかっています。家族の高齢化等による介護力の低下や、経費負担の重圧によって日中活動利用の継続に大きな不安をかかえている人がいます。

一人ひとりの暮らしにあわせたサービスの利用が確保できるよう、支給時間の決定や必要な経費の助成について総合的に見直してください。

【回答】

移動支援に携わる人材の確保に向け、ガイドヘルパー資格を取得する際の研修受講料助成やガイドボランティア養成研修などを引き続き実施します。また、「横浜市中期 4 か年計画」及び「第 3 期横浜市障害者プラン」に則り、現在 12 区で設置している移動情報センターを平成 27 年度に引き続き平成 28 年度も更に 3 区で新規開設し、担い手の発掘・育成に向けて、取り組んでいきます。

ガイドヘルプ事業の支給時間については、基準を 30 時間としていますが、区役

所で利用実態や希望を把握し、必要に応じて 30 時間を超えた決定も可能となっています。また、余暇活動については、平成 25 年度にガイドボランティア事業においても利用できるよう改正しています。

なお、福祉有償運送や介護タクシーなどの送迎サービスに要する経費への助成は、本市の厳しい財政状況の中、実施することは困難です。

11 就労定着支援の充実と障害理解のための啓発活動について

障害がある人の企業就労の機会をひろげる取り組みと共に、就労後の定着支援が大変重要です。現状は就労したものの人間関係や環境への適応といった課題で退職せざるを得ず、精神状態も生活も不安定になってしまう方々が多くいます。障害のある人の就労定着支援をさらに強化するとともに、企業や市民に対しての障害理解をより一層進めてください。

【回答】

本市では、就労を希望する障害者の求職支援と、就労後に安定して働き続けるための定着支援にも力を入れています。引き続き、就労支援センターを中心に関係機関が連携を図りながら、定着支援を強化していきます。

また、障害理解の促進を図るため、シンポジウムや企業向けセミナーを開催するほか、企業の障害者雇用の好事例をホームページで紹介しています。今後も引き続き、企業や市民に対する障害理解が進むよう取り組んでいきます。

12 後見的支援の周知について

「将来にわたるあんしん施策」の推進項目にある「後見的支援推進事業」については、その制度概要をより広く周知するための制度説明の機会をさらに増やして着実に全区展開を進めてください。

【回答】

本市では、これまでも一般市民や福祉関係者を対象とした「横浜市障害者後見的支援制度」報告会の開催、障害当事者や家族会などへの出前説明会などで周知を行っています。

また、後見的支援推進法人を担う障害者支援センターによって、「後見的支援制度」の全市的な周知活動も実施しています。

今後も、様々な機会を捉えて、より多くの障害者やご家族、支援者、地域の皆様に制度をご理解いただけるよう周知に努めていくとともに、平成 28 年度の全区展開に向けて着実に取り組んでいきます。

健康福祉局・こども青少年局関係
(心身障害児者福祉の充実について)

1 障害者の雇用、雇用機会

平成25年から障害者雇用率が引き上げられ、平成27年からは適用対象となる事業主の範囲も広げられ、障害者雇用は着実に進んでいますが、働く場所はバックヤード等、裏方の仕事が多いのが現状です。

横浜市が計画している新市庁舎では、障害者の雇用も見える場所で行って下さい。

てんかん患者の就労しやすい環境づくりに関係機関への指導等への支援・指導をお願いします。

就職するにあたり、血友病者は病名を告知せずに入社する人が多いです。病名を告知しても、採用取消にならない環境づくりを、市内にある事業者にたいして指導をお願いします。

【回答】

本市における障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨や、雇用・実習受入の検証を踏まえて、引き続き対応を検討していきたいと考えています。職員の配置にあたっては、障害の有無にかかわらず、職員の意欲や能力、適性を踏まえて、適材適所の配置をしていきます。

また、就労支援センターでは、障害種別を問わず手帳の無い方の相談も受けています。引き続き、てんかん患者をはじめ、多様化する就労支援ニーズに対応するため、支援者のスキル向上に努めていきます。

採用に関する事業者への指導については、所管となる神奈川労働局に働きかけます。

2 障害者に対する医療体制の整備、充実

障害のある子どもが医療機関を受診する場合、本人にとっては不安や恐怖心がとても起こりやすいです。歯科は横浜市歯科保健医療センターや障害者歯科がありますが、眼科や耳鼻咽喉科も障害児・者の専門医療施設を作ってください。

【回答】

「第3期横浜市障害者プラン」では、「第3章 取組3-1 健康・医療」の中で、医療環境のさらなる整備として、障害特性を理解して対応できる医療機関の増加という方向性を示しています。

専門医療機関の設置については、今後、受診に関するニーズ調査を実施した上で検討していきます。

3 口腔ケアに対する補助金

肢体不自由者の中でも重度心身障害者の人たちは、自分で口腔内の清潔行為ができないので、そのケアを行うことは病気予防・体力保持や栄養摂取する上でも大変重要な行為です。特に、経管栄養等で経口摂取していない子どもにとって、毎日の口腔内ケアが重要であり、必要欠くべからざることです。歯科衛生士の月数回の実地指導は大変ありがたいですが、毎日の重要なケア行為に対し、現行保険制度に加え横浜市の補助金の措置を切に望みます。

【回答】

現行の医療保険制度では、歯科訪問診療を行った歯科医師の指示を受けた歯科衛生士などが訪問し、患者やその家族などに対して患者の口腔内の清掃、又は有床義歯の清掃に係る実地指導などを行うことが可能です。しかし、日常的な口腔清掃などを目的とする場合は認められていません。

重症心身障害児者にとって口腔ケアの重要性は理解できますが、現行の医療保険制度に加え、口腔ケア行為に対する補助金を措置することは困難です。

4 グループホームへの入居、入居希望の窓口

てんかん患者のグループホーム入所がスムーズに行われるように施設等への支援。指導をお願いします。

グループホームの入居を希望しても入居希望を取り扱う窓口がありません。グループホーム入居希望をまとめ案内、紹介する仕組みを作ってください。

【回答】

グループホーム職員が、てんかんについて理解することの重要性については理解しますが、現在、運営法人に対し、てんかんに関する研修指導は予定していません。

グループホームへの入居を含めた福祉サービスの利用に関するご相談は、社会福祉法人型地域活動ホームや各区役所ソーシャルワーカーが受け付けています。

5 医療型グループホームの拡充

私たちの子どもは、自ら親から離れて一人で生活自立することは困難ですが、支援する人たちの介助を受けながら一人の人間として自分らしさを見つけることへの可能性を信じています。そのために一層のグループホームの拡充を願うものです。

特に、医療的ケアを必要とする子ども達にとって、生活と医療の環境が大変重要な要因です。ヘルパーや看護師等の人材育成を含め医療型グループホームの拡充を望みます。

また、グループホーム利用日は、在宅介護が国の施策で認められておらず、

帰宅しても入浴も出来ないのが現実です。親の高齢化に伴い、グループホーム利用と重なっても居宅介護が受けられるよう、国の制度に先駆け、横浜市として取り組んでいただきたい。

【回答】

高度な医療的ケアを必要とする障害者の地域生活の推進として、重度化対応グループホームモデル事業を実施し、平成 26 年 4 月に法定グループホームに移行しました。重度化対応グループホームの拡充については、国の動向なども見据えながら検討しますが、限られた財源の中で、グループホームに対する本市独自加算の創設は困難です。

グループホームの利用者が一時帰宅する場合は、通常、受入れ体制が確保されていることが想定されていますが、市町村が特に必要と認める場合においては、共同生活援助を行う住居の利用に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護又は重度訪問介護について利用が可能とされています。上記の報酬が算定される期間における一時帰宅時の居宅介護などの利用については、近年、利用者数の増加により居宅介護などの事業費が増大しているため、本市独自で取り組むことは困難ですが、今後の国の動向に注視していきます。

6 重症心身障害者の支援

多機能型拠点について

現在、医療的ケアが必要な重症心身障害者の支援の場が少なく、多機能型拠点の整備が待たれています。3 館目の瀬谷の多機能型拠点の整備について、確実に勧めていただきありがとうございます。しかし、障害者プランでは 29 年度に 2 ヶ所多機能型拠点を整備することになっていますが、まだもう一館の方の具体的なことをお聞きできていません。早急に 29 年度設置に向けて、準備を進めていただきますようお願いいたします。また、方面別に 6 ヶ所の整備をすることになっており、他の 2 ヶ所についても整備を急いでいただきますようお願いいたします。

【回答】

多機能型拠点整備事業については、本市において「横浜市中期 4 か年計画」及び「第 3 期横浜市障害者プラン」で位置付け、方面別に市内 6 か所に整備する計画です。

1 館目は平成 24 年 10 月に栄区に開所し、2 館目は平成 25 年 10 月に都筑区に開所しました。3 館目については、生活介護事業の実施を必須として、瀬谷区に整備予定です。設計が完了したため、平成 28 年 1 月に着工し、12 月にしゅん工する予定です。

多機能型拠点は、全国的にも先進的な試みです。既存の法定事業を活用するな

ど効率的な運営ができているか、医療的ケアを必要とする方へのサービスは想定どおり行き届いているかなど、先行2か所での運営状況の把握と検証を実施しながら、早急に整備できるよう進めていきます。

今後も医療的ケアを必要とする重症心身障害児者などとその家族が身近な地域で安心して生活するための一助となるよう、着実かつ速やかな施設整備ができるよう努めます。

7 多機能型施設の拡充

肢体不自由児の特別支援学校卒業生数は、10年前に比較し増加の傾向にあり、特に医療的ケアを必要とする子どもの数が増えています。しかし、卒業生を受け入れる通所施設等の数は、その数に対応できる状況になく、一人の子どもが複数施設を併用するケースが増え、本人及び保護者の精神的身体的負担が増している状況です。

H29年度、瀬谷区に設置予定ですが、まだ3館しか対応できていない状況です。早期に他の区にも多機能型施設の拡充を図り、本人や保護者が安心して通所できるよう施策展開を望みます。

現在、学校卒業後の日中活動の受け入れについて大きな心配を抱えています。多機能型拠点の4館目以降に日中活動が入るかどうかは状況によって判断されることですが、横浜市全体に日中活動の不足の状態が続いておりますので、4館目以降に日中活動を入れていただきますようお願いいたします。

生活介護通所部門では、重度重複障害者の介護必要スペースが狭く、実態把握の上、計画を見直す必要がある。重度重複障害児者は、車椅子等の座位ばかりでなく仰臥姿勢を取ることも重要である。そのため事故防止・快適な通所生活を考慮し、一人あたりの必要スペース基準等の改定を早急をお願いいたします。

【回答】

多機能型拠点整備事業については、本市において「横浜市中期4か年計画」及び「第3期横浜市障害者プラン」で位置付け、方面別に市内6か所に整備する計画です。

1館目は平成24年10月に栄区に開所し、2館目は平成25年10月に都筑区に開所しました。3館目については、生活介護事業の実施を必須として、瀬谷区に整備予定です。設計が完了したため、平成28年1月に着工し、12月にしゅん工する予定です。

多機能型拠点は、全国的にも先進的な試みです。既存の法定事業を活用するなど効率的な運営ができているか、医療的ケアを必要とする方へのサービスは想定どおり行き届いているかなど、先行2か所での運営状況の把握と検証を実施しな

